

令和5年 9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
報告第28号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

報告 第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 9月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年4月16日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 156,381円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は156,381円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。  
市は、上記損害額を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 所有者 東京都千代田区〇〇〇〇  
〇〇 〇〇  
使用者 那須塩原市三区町〇〇〇〇  
〇〇 〇〇